

市役所と出先機関の窓口・電話の受付時間を変更します（試行実施）

6月2日（月）から市役所と出先機関の窓口・電話の受付時間を試行的に変更します。1年間の試行期間中に、利用者への影響や電子申請などの拡大状況などを総合的に検証し、本格実施の判断をします。なお、県内の自治体では初となる取り組みです。

1 受付時間の変更時期及び内容

6月2日（月）から 9時から17時
（変更前8時30分から17時15分）

2 対象施設

市役所本庁舎、各支所・市民サービスセンター、第二～五証明交付コーナー、保健所・保健センター、水道局、消防局・消防署

※保育所・児童館・図書館・文化施設・清掃工場など、上記以外の施設の開館（開庁）時間や、コミュニティセンター・公民館などの施設利用時間に変更はありません。

※119番通報や緊急時の当直対応の取り扱いに変更はありません。

3 目的・意義

職員の勤務時間と窓口・電話の受付時間が同じ時間のため、始業前の開庁準備や終業後の釣銭集計、片付けなどを業務時間外に行っている状況があります。このため、業務に必要な準備時間などを適切に管理し、労務の適正化を図るため実施するものです。

また、短縮された時間は、上記業務のほか業務改善の時間として活用し、中長期的な市民サービスの利便性、品質の向上を図ります。

4 他自治体の導入事例

8時30分～17時	千葉県山武市、東京都日野市
8時45分～16時30分	茨城県つくば市、宮崎県宮崎市（R7.6～）
9時～16時30分	岐阜県飛騨市
9時～16時45分	滋賀県彦根市
9時～17時	茨城県龍ヶ崎市、愛知県みよし市、滋賀県大津市、 兵庫県川西市、兵庫県芦屋市、奈良県奈良市（R7.2～）

担 当 職員課人事係

担当者 戸嶋・鎌田

電 話 027-898-6507（内線：3507）